

弘前市長 葛西憲之 殿

除雪談合住民訴訟の元原告らに対する訴訟費用額確定処分申
立に抗議し、申立の取り下げを求める緊急申し入れ

2010（平成22）年4月30日
北海道・東北市民オンブズマンネットワーク

- 1 本年4月19日、青森県弘前市長により、弘前市民オンブズパーソン代表者が原告・控訴人となって最終的に敗訴した住民訴訟について、訴訟費用額確定処分の申立が元原告らに対してなされた。我々は、強くこれに抗議し、この申立を取り下げること、元原告らに対して訴訟費用の取り立てを行わないことを申し入れるものである。
- 2 2006（平成18）年7月、弘前市民オンブズパーソンの会員が、弘前市の除雪業務にかかる入札状況に関する公文書の開示を受け、これを分析した。その結果、弘前市道路維持課が所管する平成12年度から平成16年度までの除雪業務委託に関する入札（指名競争入札）について、談合の存在を疑わせる事情が浮かび上がった。

例えば、①大多数の工区において毎年のように同一業者が同一工区を落札しており「指定席」化していること、②年度によっては1社を除く他の業者が初回入札から辞退・棄権している工区が多数見られること、③一貫して、ほぼ全ての工区において落札率が90%台後半であり、落札率100%の工区も多数に上っていること、④1回目の入札で落札業者が決まり、かつ、同一の金額で落札業者が決定した工区が多数（年度によっては全ての工区が同一金額で落札されていることもある）見られること、等の状況が判明した。

このため、同オンブズパーソンは、市民的常識に照らして、同市の前記除雪業務委託に関する入札では談合が存在していた可能性が大きいと判断し、2名の共同代表者名で2006（平成18）年9月21日に弘前市監査委員に対して住民監査請求を行ったが、同監査委員は、請求人の指摘する状況があることや「当該除雪業務委託は、請求人の主張どおり、指名競争入札制度が十分に機能していないことは認められた」としながらも、談合情報や内部告発がなく談合行為の存在は認められない、として請求を棄却した。

そこで、同オンブズパーソンは、2名の共同代表者を原告として、2006（平成18）年12月15日、青森地方裁判所に住民訴訟（各業者に対する損害賠償請求を怠る事実の違法確認）を提起した。

- 3 前記住民訴訟の第1審青森地裁では、2008（平成20）年11月14日に、住民勝訴の判決がなされた。

同地裁判決は、①いずれの年度についても各工区の落札率が全体的に極めて高く、落札率が100%である工区数が相当の数に及び、その全工区数に占める割合も高いこと、②指名競争入札が導入された最初の年度から5年間連続して同一業者が同一工区を落札している例が多数存在していること、③設計価格が異なるにもかかわらず多数の業者が異なる工区において同一の金額で落札していること等の事実を認定した。

その上で、少なくとも5年間連続して同一の業者が落札している各工区について、いわゆる談合の基本合意が事前に形成され、その合意に基づいて各業者が入札したことが相当の蓋然性をもって推認される、と判示した。

- 4 ところが、弘前市長は前記地裁判決に対して控訴をし、仙台高等裁判所における審理の結果、本年2月25日になされた判決は、一転して住民敗訴の判決であった。控訴審判決は、談合が行われていたことを直接示す証拠はなく、1審で原告らが指摘し地裁判決が認定した事実のみでは、談合行為の存在を認定することはできないとした。

オンブズパーソン側は、これに対する上告をせず、前記の控訴審判決は確定した。

以上の経緯を経て、前述のとおり、弘前市長から訴訟費用額確定処分の申立がなされたものである。

- 5 訴訟費用額確定処分は、民事訴訟で敗訴し、判決で費用の負担を命じられた当事者に対して、具体的な費用額を確定してその支払いを命ずる処分であり、今回の弘前市長の申立によればその金額は、もと原告ら2名分で合計35万8990円にのぼる。これまで、弘前市民オンブズパーソンが実質的な主体となって提起したが全面敗訴した住民訴訟において、訴訟費用額確定処分の申立を受けたことはなく、このようなケースで元原告らに対して訴訟費用額確定処分の申立がなされたことは今回が初めてである。また、全国市民オンブズマン連絡会議が把握している限りでも、住民訴訟で敗訴した原告側に訴訟費用額確定処分がなされた例は非常に稀だとのことである。

今回の弘前市長による訴訟費用額確定処分の申立は、以下の点で極めて不当なものである。

第1に、本件の住民訴訟は、元原告らの私的利益を目的とするものでは

なく、公益を図る目的で提起されたものであった。前記オンブズパーソンは、一市民からの「除雪業務で談合が行われている」という情報を受け止めて公文書開示請求を行い、開示文書を分析した結果、前述のように通常の市民感覚に照らして談合の存在を疑わせる状況証拠を発見した。例年、除雪の問題で多くの市民が不満や苦情をもっているなか、除雪業務の委託自体が談合に基づき行われているとすれば重大な問題である。このため、弘前市政の監視及び市民による市政への参加促進を目的とする前記オンブズパーソンは、除雪業務の委託の在り方の改善を求める目的で、住民監査請求及び住民訴訟を提起したのである。

除雪業務の平均落札率は、2000（平成12）年度から2005（平成17）年度までは98・1％から99・6％で推移していたが、2006（平成18）年度は94・5％、2007（平成19）年度は95・2％であり、最高時から4～5ポイントほど下回るに至った。1998（平成10）年以後の年間の平均除雪費は約8億3000万円といわれているので、除雪費は約3千数百万円～4千数百万円ほど低下したことになる。また、弘前市は、除排雪事業に市民の意見を反映させるため2006（平成18）11月に「雪みち市民懇談会」を設置し、「懇談会」の提言を受けて2008（平成20）年8月に「市道路除排雪基本計画」を策定した。このように、弘前市が、市民の声を取り入れながら除排雪事業の計画を総合的に見直すこととなった重要な契機として、前記オンブズパーソンによる監査請求や住民訴訟の影響があったことは疑いない。

第2に、今回の訴訟費用額確定処分の申立は、このように自治体行政のチェックという公益目的のために各種活動に取り組む市民オンブズマン組織が、その取り組みの一つとして住民監査請求や住民訴訟を提起することに対して、重大な萎縮的効果をもたらすものである。談合問題の追及を含め、市民オンブズマン組織が取り組む住民訴訟・行政訴訟の多くは、圧倒的な情報や証拠の偏在などにより、立証上、原告・住民側にとって当初から不利なものばかりである。勝訴できるかどうか判らないとしても、むしろ敗訴の可能性が大きいとしても、各自治体行政の問題点を是正するために黙過できない場合には、敢えて監査請求や住民訴訟を提起するというケースが非常に多い。そして、このような実践の積み重ねの中で、ついに住民側勝訴の司法判断が示され、それを機に各種の制度改革に結びつくこともしばしば生じている。ところが、仮に、敗訴した場合には実際上訴訟費用を必ず負担しなければならないとするならば、およそ住民としては、これを危惧して住民訴訟を起こすことはできなくなる。

第3に、本件の住民訴訟は、既述の経過のとおり1審判決では住民勝訴

の判断が示されており、1審と控訴審で判断が分かれる微妙な事案であった。本件の控訴審判決では談合の存在に関する直接証拠はないとして請求を棄却したが、訴訟提起の時点では、同様に直接証拠はないものの高い落札率や多数の「1位不動」現象など、状況証拠から談合の存在を推認した判決も出されており（石川県津幡町談合住民訴訟に関する金沢地裁判決（平成17年8月8日））、前記オンブズパーソンが多数の状況証拠に基づいて住民訴訟を提起したことには、何ら不適切な点はない。

- 6 常識的に見て行政に対して不当な言いがかりをつけているだけの濫訴の場合とは異なる、本件のようなケースにおいて、敗訴で終わった住民側に対して訴訟費用の支払を強いることは、結局は市民による市政のチェック・是正の活動に対する威嚇となり、ひいては当該自治体の民主主義の発展にとって大きな悪影響を及ぼしかねない。

弘前市長は、今般の対応を改め、早急に訴訟費用額確定処分の申立を取り下げるべきである。

以上